

第10回自治基本条例を創る会を開催しました

- 12/2(木)に、最終回となる第10回「創る会」を開催しました。
- 第9回で決定した見直し方針を元に試案を修正してつくられた条例素案に対し、自治会長、議会、職員などから意見をいただき、「条例素案第2次」となりました。
- 今回は、「条例素案第2次」について創る会としての最終的な意見が出されました。
- 今回出された意見を踏まえ、「条例素案第2次」は市役所内の法令審査などを経て条例案として議会に上程されます。
- 当日資料等は、2ページ以降をご覧ください。



- 次第
- 1 前回(10/25)の振り返り
 - 2 情報提供
 - 3 意見交換
 - 4 まとめ

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>目次 前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 最高規範性 第4条 自治の基本理念 第5条 自治運営の基本原則 第2章 市民 第6条 市民の権利 第7条 市民の役割 第3章 議会及び議員 第8条 議会の役割と責務 第9条 議員の役割と責務 第4章 市長及び職員 第10条 市長の役割と責務 第11条 市の職員の役割と責務 第5章 行政運営の基本 第12条 総合計画の位置づけ等 第13条 計画等の策定過程 第14条 健全な財政運営 第15条 行政評価 第16条 組織体制 第17条 附属機関等の設置及び運営 第18条 情報共有 第19条 個人情報保護 第20条 説明責任 第21条 行政手続 第22条 危機管理 第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進 第23条 市政への市民参加 第24条 市民意見の施策への反映 第25条 子どものまちづくりへの参加 第26条 区、町内会等の自治会活動 第27条 市民活動団体 第28条 協働で担う公共 第7章 他の自治体等との連携・協力 第29条 国、県等との関係</p>	<p>ご意見、ご質問に対する回答は、右欄をご覧ください。</p> <p>○ 危機管理の位置づけは、第7章の方が現実的ではないか。あるいは、広域的な危機管理として第7章に追加してもよいのではないか。</p>	<p>この回答（案）は、まだ作成途中です。 今後、自治会行政連絡会や行政改革懇談会、「創る会」等が出された意見や、この回答（案）で未回答となっているものを併せて、最終的な回答（案）を作成する予定です。</p> <p>○ 危機管理は、様々な行政課題の一つですが、市民と市が協働する重要な分野として位置付け、行政運営の原則として規定しています。ご指摘の点については、『他の自治体等との連携』（第27条第1項）の「広域的な課題の解決を図るため、」の部分に、危機管理の意味合いも含めています。素案では、『他の自治体との連携』の位置付けを明確にする意味で、『行政運営の原則』に位置付けるよう構成の見直しをしています。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第30条 他の自治体等との連携 第31条 国際交流の推進 第8章 条例の見直し等 第32条 条例の見直し等</p>		
前文		
<p>わたしたちが暮らす牧之原市は、牧之原台地と駿河湾を見渡す自然の調和した美しく温暖な地域です。この地域の産業、文化や人情は、長い歴史の中で多くの人々の活力と英知、さらに、恵まれた自然環境によって育まれてきました。お茶をはじめとした農業や漁業、富士山静岡空港や東名相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を拠点とした産業の発展もさらに期待されます。</p> <p>このかけがえのない地域資源と、互いを思いやる温かなこころや人と人のつながりなどの地域の絆を大切にします。そして、いつのときも誇りに思える「ふるさと」を、未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。そのためには、市民が自治の主体としての役割をあらためて自覚し、自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、まちづくりを進めていきたいと考えます。</p> <p>このような認識のもとに、わたしたちは牧之原市の自治の基本理念を共有し、市民主体の新たな自治を確立し、市民一人ひとりが心豊かに生活するため、市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</p>	<p>○ 「地域を愛する」「地域を育てる」「地域と共に歩む」などの表現がほしい。</p> <p>○ 「私たちの住む牧之原市は、平成17年10月11日にこのまちに住む住民一人ひとりがそれぞれの価値に応じた「しあわせ」を実現する「幸福実現都市」を目指し誕生しました。合併の母体となった両町はかつてはこの地方の文化・行政の中心でしたが、その後の社会産業構造の変化によって衰退傾向を示し閉塞感が漂いつつあります。幸い、近年になってこの地域に「陸・海・空」のネットワークが形成され再び活力あるまちに変わる環境が整いつつあります。私たちはこの機会を活かし、市民・議会・執行機関が一体となって合併後10年目の節目となる平成26年までに、このまちを「幸福実現都市」とするよう、まちづくりの最高規範としてここに自治基本条例を制定いたします。」という表現はどうか？</p>	
第1章 総則		
<p>（目的） 第1条 この条例は、市における自治の基本理念とまちづくりを担う市民・議会・市長等のそれぞれの権利や役割を定めることによって、市民主体による自治の実現を目的とします。</p>	<p>○ 「市長等」という表現は紛らわしい。「執行機関」としてはどうか？</p>	<p>○ 「市長等」とは、地方自治法第138条の4に規定する市長、教育委員会ほか、地方自治法第138条の5に列記されている各種行政委員会（選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に独立した権限を有する公営企業管理者を加えたもので、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。「市長等」と「市の執行機関」の使い方に当たっては、「自治基本条例を創る会」で議論の上、前者を選択しました。なお、ご意見に関連して、素案では「市長以外の執行機関の役割及び責務（第33条）」の</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>○ 解説の2行目、「それぞれの権利と役割を…」⇒「それぞれの権利・役割・責務を…」とすべきでは？</p>	<p>規定を追加しました。</p>
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 （1）市民 市内に住所がある人、市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。 （2）市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいいます。 （3）市 基礎自治体としての牧之原市をいいます。 （4）参加 市民がまちづくりに主体的にかかわり、市政に対し意見を述べることや、行動することをいいます。 （5）協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、各自がお互いに相手の立場をよく理解し、より多くの力を合わせて協力して活動することをいいます。</p>	<p>○ 「市民」の定義。市内出身者（ふるさと納税者・まきのはら大使など）を入れることを考えるべき。</p> <p>○ 市民とは誰を指すのか。住民票のある人？ない人も含む？ 外国人も含むのか。</p> <p>◆市民の定義はこれでよいのか。市民税を納めるのは住民登録がある人。収入がないと政策が実施できないのに、税負担のある人、ない人の区分けはできないのか。</p> <p>◆「住所がある人」「住む人」の違いは？</p> <p>◆「住民登録のない人」とはどういう人？</p>	<p>○ 条例には市民の権利と責務を規定しますので、ふるさと納税者やまきのはら大使などを含めるのは、適当でないと考えます。しかしながら、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用していくことが大切ですので、ご提案の趣旨を踏まえて、素案の第27条の第2項として規定を追加しています。</p> <p>○ 「住民」については、地方自治法第10条において「区域内に住所を有する者」と規定されています。一方、「市民」については、その範囲を明確に規定する法令等はありません。この条例では「市民」の範囲を、市内に住み、働き、学び、又は活動する個人として定めています。住民票のない人も、外国人も含みます。このように市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけでなく、牧之原という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（最高規範性）</p> <p>第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p> <p>2 市民及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。</p>		
<p>（自治の基本理念）</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの主体です。</p> <p>2 市政は、主権を有する市民の信託によるもので、市はその信託にこたえます。</p> <p>3 市民及び市は、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、市民自治による協働のまちづくりを推進します。</p> <p>4 市は、国及び他の地方自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が中心の地方自治というイメージを綺麗な言葉で飾っているが、本来自治の主権を持っていない人たちも幅広く市民として位置付けている。条文からは全く別の意図が感じられるので、必ず辻褄の合わないところが出てくる。結論から言えば、住民に限らず市のサービスの受益者を広く市民として捉え、全ての受益者に応分の負担や協力をしてほしいとの考え方である。私も住民であり、納税者としてこの考え方には賛成であるが、今回の自治基本条例とは全く異質のものである。 ○ 案では市民を住民だけでなく幅広く定義しており第4条第2項で市民が市政の主権を有するとなっているが、住民でないものまで主権者と言えるか？法的な根拠はどうか？ また、元々主権者である住民の内、条件を満たした有権者が権利を行使して議会と市長を選んでいるのに、その上、市民に主権があるかのような書き方は納得ができない。 条文からは、苦しい市の財政を少しでも市民に協力してほしいとの意図が感じられるが、それならば単純に市民にボランティアとして協力してもらえらる仕組み作りをするべきだと思う。 ○ 今のままで住民の主権は守られており、意見を言う機会やチャンネルは幅広く確保されていて抹殺されることなどありえないのに、なぜわざわざ条例をつくる必要があるのか。行政の施策に市民が参加して協力してほしいなら、この条例ではな 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回、市の目標は「市民の権利の保障や政策決定の仕組みのルールを明確にする条例をつくること」です。その意味で、ご指摘の趣旨を踏まえて、試案の全体構造を組み立て直すとともに、「区、町内会等の自治会活動（試案第26条）」、「市民活動団体（試案第27条）」の規定に関しては市民自由の領域に属する問題と改めて捉え直して、素案では、「市民の責務」については、多くの市民の方にご理解いただける基本的な事柄を規定（素案第14条、第15条）しています。また、自治会等の「コミュニティ」を住民自治の基礎的な単位として、市民生活の上で重要な役割を担うものと考えていることから、その在り方を市民、市長等とのかかわりについて明らかにする規定（素案第16条）を追加しました。 ○ この条例は、自治の基本理念とその理念を支える基本原則を示し、まちづくりの計画などに市民の意見を反映するための仕組みなどを定めるものです。また、限られた財源の中で市民が納得できる市政運営を行っていくためには、市民の多様な

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>くもっと別の方法があるはず。施策の決定に市民参加を求めて幅広く意見を聞きたいのならば、私はその考え方には反対。</p> <p>全国の地方自治体財政が破綻の危機にあるのは、住民の我が儘に依えて多くの無駄なことをしてきたことが大きな原因のひとつ。</p> <p>市長と議会は住民のためになることをするのであって、そのためには反対があっても信念を持って決定し、正しい判断だということを結果で示して審判を受けるべきです。</p> <p>住民の意見を参考にするのは勿論大切だが、幅広く意見を聞くのは喜ぶことしかしなくなることにつながり、ますます財政困窮に向かっていくことになる。</p> <p>○ 自治基本条例でまず明確にすべきことは、市民と行政の基本的な関係、つまり市民が行政に対価（税）を支払うことによって行政は市民にサービスを提供するという主従関係である。行政は、市民に仕えるためにのみ存在するのであって、決して市民に対して対等ではない。第1条では市民主体による自治を目的としながら、第2条(5)協働では「市民と行政…が対等な立場に立ち云々」として、市民と行政を対等な立場に置いている。これは誤りである。行政とは何であるかという原点に立ち返って、本条例試案全般について、再検討すべきである。</p> <p>◆市民が行政に関心を持ってチェック機能を持つよ、というのが自治基本条例ということでのよいのか？</p> <p>◆市民が主体となると、市の押し付けにならないか？</p> <p>◆国や県と、市は対等で協力するということだが、市民も市に協力せよ！と住民に押し付けているのが条例の考え方ではないのか？</p>	<p>意見を把握し、市民の合意をつくっていくことが重要との考えから、素案の第3章『市民参加の推進』では、「参加機会の保障（第10条）、満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利（第11条）、市民委員会等（第12条）、住民投票の実施（第13条）」を規定しています。</p> <p>○ ご意見のとおり、自治の根幹である代表民主性を機能させていくことが重要であると考えます。そのため、試案の第4条の第2項については、素案（第3条第1号）では、その旨の表現を追加し、見直しています。</p> <p>○ 市政の基本は代表民主制ですが、議会や市長が市政を進めていくに当たって市民の意思を尊重していくことが大切です。市民の意見を十分に聴き、尊重した上で、議会と市長がそれぞれの権限に属することを判断することが、基本であると考えています。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（自治運営の基本原則）</p> <p>第5条 まちづくりを行う際の自治運営は、次に掲げる原則に基づき推進します。</p> <p>（1）情報共有の原則</p> <p>（2）参加の原則</p> <p>（3）協働の原則</p> <p>（4）ひとづくりの原則</p>	<p>○ 第3号は、協働の言葉の意味の説明になっているような感じ。もう少し掘り下げた記述が必要では？</p> <p>◆市の職員は「協働」ということがわかっているのか？</p>	<p>○ この条例における自治の基本理念からは、市民との協働による市政の取り組みを通じての公共的な課題の解決が重要です。また、すでに地域で活動しているコミュニティが支えられ、更に、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められています。しかしながら現在、市では推進に当たってのその基本的な考え方を持ち合わせていませんので、今後、市が定める「市民活動の推進に関する条例等」を整備する中で、その条例をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整えていきたいと思えます。素案では、『市長等とコミュニティのかかわり（第16条）』の規定を追加し、「必要な条例等を整備するものとする。」ことを明記しています。</p>
第2章 市民		
<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行及び評価など市政に参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりについて、市の保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。</p>		
<p>（市民の役割）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉に反することなく、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>2 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければなりません。</p>	<p>○ 見出しを「市民の役割」⇒「市民の役割と責務」にすべき。</p> <p>◆権利と義務は表裏一体なのに、市民の権利の保障は強く出ているが、市民の義務が出てこない。（3件）</p> <p>◆自治基本条例ができると市民は具体的にどのようなことをやらなければならないのか。（2件）</p>	<p>○ ご意見を踏まえて、素案では「市民の役割と責務」を明記しています。（第14条まちづくりにおける市民の責務。第15条コミュニティにおける市民の役割）</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第3章 議会及び議員</p>		
<p>（議会の役割と責務）</p> <p>第8条 議会は、憲法に定める地方自治の本旨を実現するため、市政について評価・監視すると同時に、時代に即応したまちづくりを推進するため積極的に政策を立案します。</p> <p>2 議会は、市民に開かれ、市民が参加しやすいまちづくりができるよう公平性・透明性・独自性を確保した運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会についての条項が2条しかないが、議会基本条例が制定済みなのでこの程度なのか。 ◆議会基本条例は出来ているのか？出来ているならば、整合性は取れていると思うが、自治基本条例には第8～9条といった「議会」に関する条項が入っているものなのか？ ◆自治基本条例の肩代わりに議会基本条例があるということか？自治基本条例の最高規範性が揺らいでくるのでは？ ◆市民が賛成しているのに、議会が反対する場合の市政運営は？ ◆この条例に議会はどうか対応するのか？ 	
<p>（議員の役割と責務）</p> <p>第9条 議員は、全市地域の課題や市民の意見を的確に把握し、市民全体の福利の向上を目指して活動し、議会の機能を適切に果たせるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆話し合いに議員が入ってこないのが分からない。議会基本条例を制定したから知らないという感じ。「お手並み拝見」のような雰囲気は議員から感じられる。 	
<p>第4章 市長及び職員</p>		
<p>（市長の役割と責務）</p> <p>第10条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければなりません。</p> <p>4 市長は、市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「信託」等の言葉が入った条例を作って市民にどれだけ理解してもらえるか不安だが、一方でこれだけ強いものを作って役所がやっていけるのか？ ◆市長はいつも最初にお金がないと言う。行政のプロがお金がないと言うのはプロではない。その中でどうするかを言ってほしい。 	

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（市の職員の役割と責務）</p> <p>第11条 市の職員は、自治運営の基本原則にのっとり、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに努め、まちづくりに積極的に取り組まなければなりません。</p> <p>3 市の職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければなりません。</p>		
<p>第5章 行政運営の基本</p>		
<p>（総合計画の位置づけ等）</p> <p>第12条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければなりません。</p>		
<p>（計画等の策定過程）</p> <p>第13条 市長等は、基本構想、基本計画その他の計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民が参加する機会を保障します。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、その結果を市民に公表するとともに、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応した計画等の改訂を行うものとします。</p>		
<p>（健全な財政運営）</p> <p>第14条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めます。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>3 市長は、財政や財産の状況をわかりやすく公表します。</p> <p>（行政評価）</p> <p>第15条 市は、総合計画の着実な実行に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を行うとともに、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、行政評価を実施し、これに関する情報を市民に公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政評価に関する市民の意見を適切に市政に反映させるよう努めます。</p> <p>3 評価の指標等は、市民の視点に立ったものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとするとともに、予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の進行管理に反映させるものとします。</p>	<p>○ 民間のようにPDCAサイクルが回るようになるのか。</p> <p>○ 多くの関係者が日数をかけて成立する条例であり、その努力に敬意を表する。しかしながら、条例制定までの過程で労力を使い果たし、その後の進捗状況がいまいちであった例もあると聞いた。様々な条例の上位に関連づける条例であり、目的を達成するために本条例の制定が新たな仕事のスタートであることを再認識してほしい。</p> <p>◆PDCAは誰がやるのか？</p>	<p>○ ご指摘のとおり条例の推進策について、明確に明記して進めていくことが大切でありますので、素案では、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みとして「牧之原市自治推進審議会」の設置を定める規定を設けています。</p>
<p>（組織体制）</p> <p>第16条 市は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めます。</p> <p>2 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応できるよう編成します。</p>		
<p>（附属機関等の設置及び運営）</p> <p>第17条 市長等は、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行財政運営を確保するため、市民、学識者等の意見を市政に反映させる審議会や委員会などの附属機関等を設置することができます。</p> <p>2 市長等は、附属機関等について必要な指針等を別に整備します。</p>	<p>◆「特定の人が長くならないように」「多くの人に市民参加を」ということはああ、そうかなと思ったが、いろいろな役員選考の際には、人がいなくて選ぶのが大変との声もある。「幅広く大勢」という文章は良いが実際には…という懸念もある。</p>	
<p>（情報共有）</p> <p>第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するために、保有する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得ることができるように、多様な媒体の活用その他総合的な情報</p>	<p>○ 市政への参加意識には、情報共有が必要であると考え。例えば榛原病院の経緯や国民健康保険の税率アップ（納付書がきてビックリ！）についての事前情報が殆どなかった。具体的な施策を望</p>	<p>○ 情報共有は、住民自治の要であり、条例の核となる精神でありますので、ご意見の趣旨を踏まえ、試案の全体構造を組み立て直して素案としています。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>提供の体制整備に努めます。</p> <p>2 市は、市民の知る権利を保障し、まちづくりについて市民に説明する責任を十分に果たすよう、保有する情報の公開を公正かつ適正に進めていきます。</p>	<p>む。（情報発信をどうするか。市民からの提案を受け、その結果どのようになったか等）</p> <p>○ まちづくりは、まず行政から市民への「情報の提供」から始まる。行政が知らしめたくないと思えば情報の提供はなされず、情報共有はもとより、それから始まる「協働」は絵空事となる。</p> <p>○ まずは、行政からの詳しく、かつ迅速な「情報の提供」がまちづくりの基本である。終わった後に他から入ってくる情報などは「情報の提供」ではなく、地域市民を無視した行政の姿勢に他ならないと思う。</p> <p>漏れ聞こえてきた情報では「時、既に遅し」となり、手の打ちようがない。協働どころか、陳情・要望を【お上】にお願いし、幕引きとなってしまふ。各部署、各職員の行政改革、意識改革を推進されたい。</p> <p>◆市が、市民に対して情報提供をきちんとしてもらいたい。条文には「必要に応じて」とあるが、「必要」は誰が判断するのか？</p>	
<p>（個人情報保護）</p> <p>第19条 市は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、提供、管理などについては、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、これに基づいて取り扱わなければなりません。</p>		
<p>（説明責任）</p> <p>第20条 市長等は、施策の立案、実施や評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性、内容、効果及び手続を明らかにし、市民に広く意見を求めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。</p>		
<p>（行政手続）</p> <p>第21条 市長等は、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、まちづくりの運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（危機管理） 第22条 市は、緊急時に備え、市民の生命及び財産を守ることができるよう総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立するよう努めます。</p>		
<p>第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進</p>		
<p>（市政への市民参加） 第23条 市長等は、市政に関する重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参加のための仕組みを整備します。 2 市長等は、それぞれの事業に応じて効果的な市民参加の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の声、相談を積極的にしてほしい。無駄な財政、市民の立場を考えて。事業仕分け、行政改革をしっかりと考えて。 ○ 現在は、市政に対する意見を受け付ける目安箱すら、ない。 ○ 市民と行政が協働で地域の活性化等に努めることは市財政状況の良くない現在、特に重要であり、そのためには市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映させる仕組みを作り、明記する必要があると思う。 例えば「意見交換会」等の形式的な場だけでなく、行政の窓口を設置する投書箱等に投書される各種の声（職員が対応した記録も含め）を定期的に担当部署が集め分類し、一つひとつを検討し「行政として取り入れる事業か」「市民協働で推進する項目か」「実施困難な事項」等の結果を公表する。このような仕組みを条文に明記すれば自治基本条例の精神を実現する一つのポイントが出来るのではないかと？ ◆住民投票に関する事項がなぜ載っていないのか？（3件） ◆市民を立案にまで参加させるということだが、例えば各種の審議会や委員会も同じ方々が多い。実際に、どういう手法でやるのか？「具体的な例」がどういうものか。 ◆みんなで決めよう、と言うと誰も責任を取らなくなってしまうような気がするので、個人的にはこの考えに賛同できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映させる仕組みを作り」についてのご意見の趣旨を踏まえて、試案の第24条（市民意見の施策への反映）を一部修正し、素案の第10条（参加機会の保障）の中に盛り込んでいます。また、同条の第6項では必要な条例等を整備することを明記し、この条例に基づいてより具体的な制度等を整え、市民が意見を出しやすくなる仕組みを充実します。

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（市民意見の施策への反映）</p> <p>第24条 市長等は、市民参加により示された提案等を総合的に検討し、その経緯並びに結果を市民に公表するとともに、適切に施策に反映させるよう努めます。</p>		
<p>（子どものまちづくりへの参加）</p> <p>第25条 子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民及び市長等は、子どもがその年齢に応じてまちづくりへ参加する機会を保障し、適切な支援に努めます。</p>		
<p>（区、町内会等の自治会活動）</p> <p>第26条 市民は、区、町内会等が自治の担い手であることを認識し、互いが地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、身近な地域課題の解決に向けて協力して行動するよう努めます。</p> <p>2 市長等は、区、町内会等の自主的な地域における活動の役割を尊重しながら適切な支援を行います。</p> <p>3 区、町内会等の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。</p>	<p>○ 区の組長会で条例の説明を聞いたが、すぐには理解できず、何か腑に落ちないものを感じた。「条例」と枠をすることにより、皆が足並みを揃えるかもしれないが、全員の足並みが揃うかといえばそうではないと思う。世の中はとてつもなく速いスピードで進化しており、10年前に先を見通して策を講じてきたものが、今の現代に適用できるのか？市長には5年前のマニフェストはマニフェストとして置き、現代に必要な施策にもっと勇気と決断を持って臨んでいただきたい。市職員の大変な時間を市長の自己のマニフェストを実行するために使うなら、市役所の玄関前に貼り出している『市民のための市役所』を『市長のための市役所』にして牧之原市自治基本条例を作成して頂きたい。枠にはめなくても済む地域社会が出来ることを、望んでいます。</p>	<p>○ ご指摘のとおり、区や町内会等の自治会活動は、枠にはめられるものではなく、地域の皆さんが自主的に考え、取り組むことが基本ですので、そのルールは地域の話し合いで決めていただくものと考えます。また、市民の皆様がどのような形でまちづくりに関わるかは、各人の市民に委ねるべきものですが、試案では、「市民の活動を規制したり」、「市民に何かを強制すること」や「市民に負担を強いる」ものであると受け取られた部分については、今回の意見募集を踏まえて試案を調整した結果、素案では第14条（まちづくりに関する市民の責務）として「まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。」ことを定めるとともに、第15条（コミュニティにおける市民の役割）として、「コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。」ことを定めています。また、第16条（市長等とコミュニティのかかわり）としては、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重しながら、支援することを定めています。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ◆今までも、道役（みちやく）、運動会等、自治会が自主的に行ってきた。なぜ、今になって縛りをおけるのか？ ◆住民主体なら、住民が自由にやればよいのでは？我々のコミュニティのルールは、そんなに間違っていない。なぜ、今やらなければならないのか？ ◆自治会に対する支援が今まで以上に良くなるということですね？ ◆市役所は自治会をもっと使っていくということか？ ◆町内会長の仕事が増えるのではないか？縦割り行政でいろいろな部署から依頼が来ると大変である。 ◆第26条第3項（区や町内会の代表者の規定）は、これでは町内会長のやり手が居なくなってしまう気がする。 ◆手っ取り早く言うと、市がやらなければならないことを分担してやるということか？ ◆草刈りをやっていたが、できなければ誰かがやってくれるということか？ ◆区が困れば、要望を上げれば市がやってくれる、という条例か？ ◆区で困ったので市にお願いしたときに、それが変わらないなら意味がないのでは？より良いサービスを受けられるならよいと思うが…。 ◆自治基本条例により、個人的には自治会の役割は区民の負担が大きくなると思う。 ◆現在、区でもかなりボランティアで色々なことを行っている。条例で義務化されると、お前らもやれ、ということになる。そこを曖昧にして市民を巻き込むなら、先に区民の負担等のことを言っておいた方がいい。 ◆行政に頼んでやればよいが、今は無理。地域がやればよいが、コミュニティが希薄になっているので難しい。新しい人たちは、コミュニティが薄い地域を望んでいる。 ◆一番心配するのは、相良地区と榛原地区の違い。将来的には、どのように考えるのか？各自治会の 	<p>（参考）</p> <p>□引用文献 「自治基本条例の理論と方法」 公人の友社 P39 神原 勝 北海道大学大学院法学研究科教授 『私が考える自治基本条例は、自治体という政府機構を運営するための基本ルールを定めること、いいかえれば、市民が自治体という権力をコントロールするための「自治体運営基本条例」ですから、市民自由の領域に属するコミュニティあるいはコミュニティ活動に関しては、次元の違う問題なので、自治基本条例では触れないほうがよい』</p> <p>□引用文献 「わたしたちのまちの憲法」 日本経済評論社 P188～189 木佐茂男 編 逢坂誠二 編 『公共性の実現主体とその責務 地域の公共的な課題を解決する主体は、今日、政府組織（国・自治体）に限らず、多様化している。個人、営利企業、地域コミュニティ団体（町内会など）、非営利活動組織（いわゆる NPO）や公益法人、特別な公共団体（行政体）など、多くの人々・組織（団体）が公共性の実現にかかわっている。 公共性のあり方（いわゆる公共哲学ないし公共の哲学）やその内容を定める権限を行政当局が独占すると考えることは、今日では許されない。ただし、公共性のあり方・内容に関する考え方も、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）から補完性の原理まで、多種多様なものが混在して唱えられているのが現状である。 もっとも自治体は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」（地方自治法第一条の二第一項）を担う主体として、こうした多元化・多様化する考え方を調整してまとめ上げることが求められる。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>規模等を検討して、組織化する考え方はあるのか？</p> <p>◆旧相良、旧榛原の自治会の改革というのは、この条例にはまってくるのか？</p> <p>◆地域主権と自治会のあり方について、どのように盛り込むのか？</p>	<p>こうした点で、自治基本条例は地域社会における公益のあり方を規定し、公共性の基本理念を明確にするものである以上、当該地域社会における公益と公共性を具体的に定義し、それらを担う主体を明確にする必要がある。』</p>
<p>（市民活動団体）</p> <p>第27条 市民は、市民活動団体がまちづくりの重要な一員であることを理解し、その自主性及び自立性を尊重し、その活動を守り育てよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民活動団体の自主的な地域における活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行います。</p>	<p>◆市民活動への援助の具体的な内容は決まっていないのか？</p> <p>◆NPOを育てていくことが重要だと思う。今は、市内にいくつあるのか？これからどんどん作っていくのか？お金の援助はするのか？</p>	
<p>（協働で担う公共）</p> <p>第28条 市長等は、市民との協働による公共的な課題解決のための仕組みを整備します。</p> <p>2 市民は、さまざまな主体が公共を担うための協働の推進に努めます。</p>	<p>◆「協働で担う公共」「新しい公共」ということであるが、「公共」の概念についての説明がない。</p> <p>◆協働という言葉は初めて聞いた。「どこがやれば一番うまくいくか」を誰が判断するのか？役所の押し付けか？</p>	
<p>第7章 他の自治体等との連携・協力</p>		
<p>（国、県等との関係）</p> <p>第29条 市は、市民にもっとも身近な自治体として、国、県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立します。</p>		
<p>（他の自治体等との連携）</p> <p>第30条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めます。</p>	<p>○ 他の自治体との連携・協力で、広域課題の解決だけでなく、広域的な発展を目指した産業振興上の取り組みを含んだらどうか。</p>	
<p>（国際交流の推進）</p> <p>第31条 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めます。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
第8章 条例の見直し等		
<p>（条例の見直し等）</p> <p>第32条 市は、この条例の施行後5年以内ごとに施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。</p> <p>2 市は、この条例の見直し等をするときは、市民の意見が反映できるように適切な処置を講じなければなりません。</p>	<p>◆最高規範といいながら見直し規定があるのはどうなのか。</p>	
内容全体に関する意見		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 牧之原市の条例としての特徴が出ていない。言い換えればどこの市町村にもあてはまってしまう条例ではないか。 ○ 市の独自性が弱い。第23条には多少、牧之原市としての角度づけが見られるが…。基本条例とはこういうもので、それを具体化していくプロセスに市としての独自性が発揮されるということか？ ○ 書かれていることは理想論として素晴らしいものだが、①住民の意識変革②仕組みづくり③実際の行動、の3点が今後重要になってくると思う。更なる健闘を期待する。 ○ 他の市の条例に含まれているが試案に含まれていない項目（①「まちづくり」の定義、②「要望、苦情への対応」に関する条文、③「住民投票」に関する条文）は？ ○ 条文の表記方法については、意見が分かれるところだが、平文の表記は良いと感じた。現実的には全条文を読破する市民は多くないであろうが、何らかの機会、例えば学校教育の場面等で、条例そ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①について、素案では「まちづくり」の定義をいたします。②については、市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化する上で、市民から寄せられた要望、苦情等についての的確な対応は重要になっていると考え、素案では、規定を定めています。③について、素案では、市政への市民参加の方法の一つとして住民投票を位置付け、今後、検討していくこととしています。 ○ 前文は「です：ます」体で平仮名を多用し、素案では条文については、「である」体を用いています。国、自治体において共通の意味、約束事として使われている法令用語を別の言葉に置き換え

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>のものを読む機会があったとき、少しでも取っ付きやすいものの方が良いと思うので、諸条件が許すなら平文表記の条例として頂ければ幸いです。</p> <p>○ 条文内の片仮名表記については、十分に日本語化した片仮名英語、若しくは、他に表現方法がないものについては良いと思うが、それ以外は可能な限り日本語表現として頂ければ、と思う。具体的には第16条の2の「ニーズ」。ただし、意図を持ってこの単語を使用した場合には、そのままが良いと思う。</p> <p>◆ 拘束力はどのくらいあるのか。またあまり拘束力のない条例ならば、なくてもいいと思うか？（2件）</p> <p>◆ 役所から「条例があるからできません」などと言われることはあるか？</p> <p>◆ 日本中で自治基本条例が出来てきているが、そろそろ効果とか検証が出てきているのではないかと思う。他市町の事例があれば、教えてほしい。</p> <p>◆ 条例と、事業仕分けとの関係は？</p> <p>◆ 市民憲章の制定は考えているのか？（3件）</p> <p>◆ 条例と総合計画の整合性は、どうなっているのか？</p> <p>◆ 市長が変わって、この条例を「廃止する」と言ったらどうなるのか？</p> <p>◆ 易しい文章表現で、解説がなくても分かるようにしてほしい。</p> <p>◆ 住民側から言わせると、牧之原市ではどんどん縛りをかけられて、他の市町の方が住みやすいな、ということになっても困る。</p> <p>◆ 建築業者から「牧之原市では建売住宅は売れない」という話を聞いた。市民にとって住みにくくなっている中で、条例という足かせができてどうか？という不安もある。</p> <p>◆ 一番大事なことは成果（＝どう変わったか？）だと思う。役所のやり方がどう変わるのか？というのが一番分かり易い。具体的に、目に見えてここが変わるといことがないと市民にはわかり</p>	<p>たり、表現方法を変える場合、定義等で正確性を欠き、多義的な解釈をもたらすおそれがあります。</p> <p>○ 地域主権改革の推進に伴い、基礎自治体の役割が拡大している中、市長等の組織に求める視点から、「ニーズ」は、「政策課題」とします。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

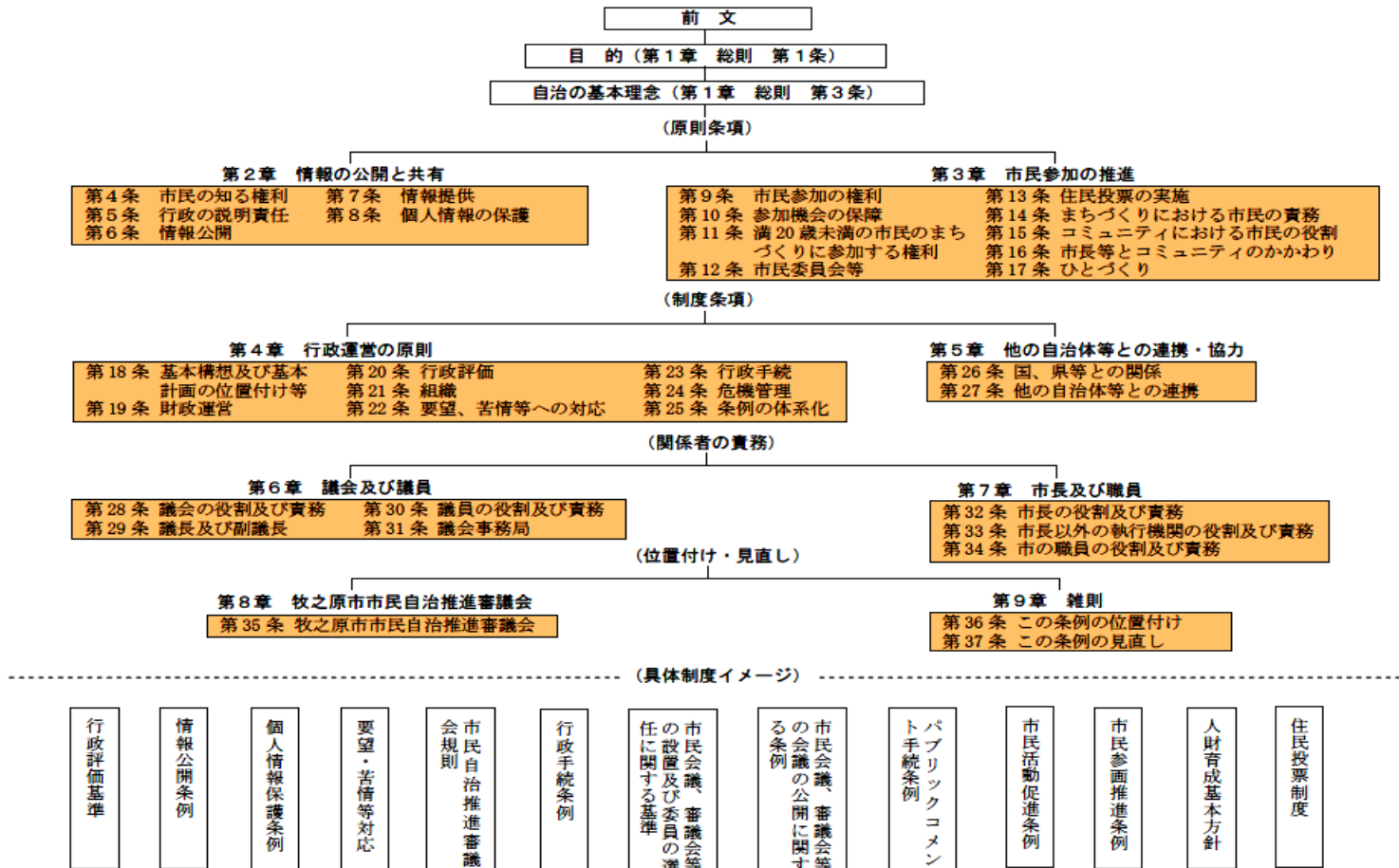
（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>にくい。条例が出来ると何が変わるのか？（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆世の中の流れとして作っているの魂が入ってこないと思う。 ◆市民自治は他の市でも進んでいるのか？例えば御前崎市でも条例は制定されているのか？ ◆自治は進んでやることだから、市が、あれこれやれというのは、おかしいと思う。 ◆今は、ルールはないが、よいコミュニケーションがとれている。こういう条例が欲しいのか？ ◆この条例をつくるに当たって、参考にした他の市町の条例はあるか？ <p>条例の構成の見直し（提案）</p>	<p>◆今回の意見募集を踏まえて、素案では全体構造について次を参考に読みやすさから組み立て直しています。</p> <p>※引用文献 「協働社会をつくる条例」 P173 大阪国際大学教授 松下啓一著</p>
<p>条例制定後の運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆具体的な部分は別に定めるということだが、2～3年も空いてしまったら意味がないので、重要な部分は早めに整備してほしい。 ◆条例を作ったら、諮問委員会のようなものを作り、きちんと機能しているかチェックする所が必要だと思う。 ◆議決後は、自治基本条例のパンフレットを作るの 	

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
----------------------	---------	----------

ですか？
 ◆心配なことは、2年くらいで変わってしまうこと。
 継続性を持たせていくのが難しい。
 ◆自治基本条例に関連する条例とは、どのようなものがあるのか？

牧之原市自治基本条例素案の構造（案）



牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>検討のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条例の制定が時代の流れということはよくわかるが、もう少し慎重に検討していただきたい。 ◆ 一部の市民の意見がまとめられていると思われる。もっと多くの市民の意見をまとめることが必要では？ ◆ 12月議会に上程するのはよいのか？と思う。もう少し、勉強したり議論する時間が必要ではないか。（2件） ◆ 議決されて施行されるのは、いつごろか？ ◆ 条例制定に関する、これからのスケジュールは？ ◆ 一般の市民への広報活動はどうなっているのか？ ◆ 条例の制定作業は、国の指導に基づいてやっているのか？市独自か？ ◆ 議員に対しては、条例説明会を定期的に行っていく予定か？ 	
<p>その他</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見ただけでウンザリし、読まなければと努力しても途中でイヤになるようなこの試案をどれだけの方が理解し意見が提出できるか疑問。 何を申請しても「予算がない」の一点張りなのに、これだけの資料を作成するにはかなりの経費が使われている筈。税金の無駄遣いではないのか？もっと理解しやすい方法で、金を使わず労力を使う行政を進めて欲しい。榛原病院の広報活動を見習ったらどうか。提出方法もおかしい。 ○ 静岡県条例「歯と口の健康を守る条例」の成立に伴い、牧之原市でも同様の条例を作ってほしい。 ○ 条例の中に「歯と口の健康」の項目を入れてほしい。 ○ 条例に謳ってあることは当然のことであって、条文化する必要はなし 	

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答（案）

H22.12.2「創る会」資料

（○はパブリックコメント意見、◆は議会・自治会からの意見です）（11/11 総務建設委員会、11/17 全員協議会 資料）

パブリックコメントにおける公表案（試案）	ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>○ 図書館を充実してほしい。隣の御前崎、吉田には立派な図書館があり羨ましく思う。場所はどこが良いのかわからないが、相良、榛原の住民が公平に恩恵に浴せる所、例えば片浜などの旧両町の間地点を考えて建設してほしい。また、両庁舎で課が合併するなどして空き部屋が出来れば、それらを活用して図書館の充実を考えるのも一案であろう。静かに読書や学習する環境を是非、整えて欲しいと思う。</p>	

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
	<p>前文</p> <p><u>私たちのまち牧之原市は、平成17年（2005年）10月11日に相良町と榛原町が合併して、人と人のつながりを大切に、互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく「幸福実現都市」をまちづくりの基本理念として誕生しました。</u></p> <p><u>私たちは、先人の築いたまちを大切に、地域を愛するところ、自然豊かなまちを大切にすることを未来の世代へ継承していく責任があります。</u></p> <p><u>そのためには、私たち市民は、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことにより、一人ひとりの思いや声が生かされる、市民自治を実感できる牧之原市を目指します。</u></p> <p><u>そこで、私たちは、自治の主体としての権利と責務を明らかにし、私たちのまちを市民、議会、行政が一体となって築いていくため、ここに牧之原市自治基本条例を制定します。</u></p>	
<p>第1章総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>牧之原市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割、責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、<u>もしくは活動する人をいう。</u></p>	<p>第1章総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>牧之原市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割、責務を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）市民 市内に<u>住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。</u></p>	<p>⇒ 素案【第1次】第3条（自治の基本理念）を削除したため、修正しました。</p> <p>⇒ 法令審査の観点から、字句を削りました。</p> <p>○ 市民の定義について 地方自治法では「市町村の区域内に住所を有す</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 協働 市民、議会、市長等が、それぞれの自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。</p> <p><u>（自治の基本理念）</u></p> <p>第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が自治の主体として自ら自治体を統治</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 協働 市民、議会及び市長等が、それぞれの自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。</p> <p>第3条 削除</p>	<p>る者」を住民とし、「住民は法律の定めるところにより、その属する市町村の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うこと」とされている。また、住民は「この法律の定めるところにより、その属する市町村の選挙に参加する権利を有する」と定めている。</p> <p>第1条で「市民の信託に基づく議会及び市長等の」という表現があり、この場合の市民は当然、議会及び市長の選挙権を有する住民であると思われる。議会基本条例でも「市民」は住民を想定している。自治基本条例では、例えば焼津市に住んでいて牧之原市に通勤している者も市民となるが自治基本条例の「市民」と議会基本条例の「市民」の整合性はどうか？焼津市の方が参加しては駄目だと言っているわけではないが、法律は厳格かつ公正に解釈しなければならないと思うが、いかがか。</p> <p>⇒ 条例試案及び素案【第1次】に寄せられた意見を踏まえ、素案【第2次】では「市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。」としています。</p> <p>また、素案【第2次】の第27条第2項では、さまざまな分野から牧之原市に関心のある市外の人々の知恵や意見を有意義に活用する旨を定めています。</p> <p>⇒ 法令審査の観点から、修正しました。</p> <p>○ 基本理念について 基本理念と目的の違いが、よくわからない。 ⇒ 基本理念を（前文）（目的）（国、県等との関</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。</p> <p>(2) 国及び他の地方自治体と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、基礎自治体としての自立を確保すること。</p>		<p>係）（他の自治体等との連携）に盛り込み、条項は削除しました。</p> <p>「主権者である市民の信託により置かれた議会及び市長等」は第1条（目的）に、「市民主体」は（前文）に、「国及び他の地方自治体と対等な立場で相互協力の関係」は第26条（国、県等との関係）と第27条（他の自治体等との連携）第1項及び第3項に、「基礎自治体としての自立」は第27条第3項に、明記しました。</p>
<p>第2章 情報の公開と共有</p> <p>（市民の知る権利）</p> <p>第4条 略</p> <p>（行政の説明責任）</p> <p>第5条 市長等は、政策の立案、実施及び評価等に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p>	<p>第2章 情報の公開と共有</p> <p>（情報共有の原則）</p> <p>第3条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことによって、透明な市政を築き、かつ市民参加を効果的に推進することを基本に進めなければならない。</p> <p>（市民の知る権利）</p> <p>第4条 略</p> <p>（説明責任）</p> <p>第5条 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続について市民に分かりやすく説明する責務を有する。</p>	<p>○ 原則について</p> <p>素案【第1次】では「原則」が削除されているが、やはり入れた方がよいのではではないか？</p> <p>⇒ 再び、原則を入れ込むことにしました。</p> <p>⇒ 市民から見て「政策」「施策」「事業」といった言葉の使い分けに意味があるのかという疑問があります。例えば「政策」は国（政府）レベルの仕事を指す用語と過去には言われたこともありましたが、自治体でも広くこの言葉を用い、名実ともに実行しているところが多い。「施策」も同様です。いずれの言葉もすべて「仕事」という言葉で括ることにより、市民にとっての分かりやすさを優先しました。（ニセコ町まちづくり基本条例の手引きの引用）</p> <p>仕事の立案や市民への説明責任は、市長等だけでなく議会基本条例にも規定があることから、見出しの中の「行政の」という言葉を</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>（情報公開） 第6条 略 （情報提供） 第7条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施及び評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。</p> <p>（1）政策の発生源 （2）～（6） 略 （個人情報の保護） 第8条 略</p>	<p>（情報公開） 第6条 略 （情報提供） 第7条 市は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程における情報を、適切な情報伝達手段により、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。</p> <p>（1）仕事の発生源 （2）～（6） 略 （個人情報の保護） 第8条 略</p>	<p>削除し、条文の主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p> <p>⇒ 議会基本条例に「議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し」という規定があるため、主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p> <p>⇒ 第5条と同じ考え方に基づき、字句を修正しました。</p>
<p>第3章 市民参加の推進</p> <p>（市民参加の権利） 第9条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成、執行及び評価など市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。</p>	<p>第3章 市民参加の推進 （市民参加の原則） 第9条 市は、参加の意思を持つ市民がいつでも市政に参加でき、また、市民の参加の意欲を高めるため、恒常的な参加の制度及び時宜に応じた参加の機会を多様に提供することを基本に進めるものとする。</p> <p>（市民参加の権利） 第10条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参加する権利を有する。</p>	<p>○ 原則について 素案【第1次】では「原則」が削除されているが、やはり入れた方がよいのではではないか？ ⇒ 再び、原則を入れ込むことにしました。</p> <p>⇒ 第5条と同じ考え方に基づき、字句を修正しました。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>(参加機会の保障)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施及び評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1)～(4)略</p> <p>4 市長等は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。</p> <p>5 市長等は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</p> <p>6 市長等は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。 (満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利)</p> <p>第11条 満20歳未満の市民は、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市長等は、前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</p>	<p>2 市民によるまちづくり活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の不当な関与を受けない。</p> <p>3 市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>(参加機会の保障)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市は、市民参加により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に市の仕事へ反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1)～(4)略</p> <p>4 市長等は、総合的かつ計画的に市の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)で定める重要な計画についての意見公募制度を設けるものとする。</p> <p>5 市は、市政に関する市民からの意見、提案及び要望等について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</p> <p>6 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。 (満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利)</p> <p>第12条 満20歳未満の市民は、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>○市民によるまちづくり活動について 今までも、道役(みちやく)、運動会等、自治会が自主的に行ってきた。なぜ、今になって縛りをかけるのか? 住民主体なら、住民が自由にやればよいのでは? ⇒ ご意見を踏まえ、市政への参加については、さまざまな事情にある方が不当な不利益を受けることがあってはならない旨の定めを追加しています。</p> <p>⇒ 第5条と同じ考え方にに基づき、字句を修正しました。 また、第2項、第3項、第5項及び第6項については、市議会も含まれることから主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p> <p>⇒ 素案【第1次】第22条(要望、苦情等への対応)を削除し、ここへ「意見」「要望等」の言葉を盛り込みました。</p> <p>⇒ 第2項については今後検討することとし、今回は削除しました。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>（市民委員会等） 第12条 略 2 略</p> <p>（住民投票の実施） 第13条 市長は、市政の特に重要な事項について、<u>広く住民の総意を把握</u>するため、住民投票の制度を設けることができる。</p> <p>（まちづくりにおける市民の責務） 第14条 略 （コミュニティにおける市民の役割） 第15条 略 （市長等とコミュニティのかかわり） 第16条 市長等は、コミュニティ活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、必要に応じて支</p>	<p>（市民委員会等） 第13条 略 2 略</p> <p>（住民投票の実施） 第14条 市は、<u>牧之原市にかかわる重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認</u>するため、住民投票の制度を設けることができる。 <u>2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</u></p> <p>（まちづくりにおける市民の責務） 第15条 略 （コミュニティにおける市民の役割） 第16条 略 （市とコミュニティのかかわり） 第17条 市は、コミュニティ活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、必要に応じて支</p>	<p>○ 住民投票について 住民投票について「できる規定」があるが、合併時に住民投票について勉強したが、手法等かなり難しい部分がある。市民がこれをパッと見ると「住民投票ができる」と簡単に思ってしまうのではないかと感じるが、どれくらい議論して、これを載せたのか？</p> <p>⇒ 地方自治は、議員、市長を住民の代表とする間接民主制を採用していますが、住民投票はそれを補完する参加の仕組みの一つです。住民が市政について直接意思を表明する住民投票の仕組みについて定めています。実際に住民投票を行う場合には、この条例とは別に、住民投票の対象となる事案や住民投票に係る一連の手続などを定めた条例を制定する必要があります。なお、地方自治法の直接請求（条例の制定改廃請求）に基づいて住民投票条例を制定し、これにより住民投票が行われる例もありますが、この素案では、市民自治によるまちづくりの視点から住民投票を市政への市民参加を進める方法の一つとして位置付けるものです。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>援することができる。この場合において、市長等は、必要な条例等を整備するものとする。 （ひとづくり_____）</p> <p>第17条 市長等は、市民自治による協働のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。</p>	<p>援することができる。この場合において、市長等は、必要な条例等を整備するものとする。 （ひとづくりの<u>原則</u>）</p> <p>第18条 市は、<u>市民と協働し、コミュニティ活動の発展を支える人材を育成するため、自由な立場でまちづくりについて意見交換できる討議の場を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 市長等は、<u>前項に規定する討議の場を円滑に進めるための人材の育成に努めるものとする。この場合において、市長等は、必要な事項を別に定めるものとする。</u></p>	<p>○ 市民の自立性をはぐくむ環境整備について 「市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする」は、漠然としていて何を表現しているのかわからない。 ⇒ 本市におけるこれまでの取り組みを踏まえて、素案【第2次】では市民が地域等に応じて自由な立場でまちづくりについて意見交換できる「討議の場」設置するよう努めることを定めています。 議会基本条例に「議会は、市民との意見交換の場を多様に設け」との規定があるため、第1項については主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p>
<p>第4章 行政運営の原則 （基本構想及び基本計画の位置付け等）</p> <p>第18条 市長等は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長等は、<u>法令又は条例に規定する計画を策定するときは、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければならない。</u> （財政運営）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、財政や財産の状況を分かりやすく_____公表するものとする。</p>	<p>第4章 行政運営の原則 （基本構想及び基本計画の位置付け等）</p> <p>第19条 市長等は、この条例の目的_____に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長等は、<u>総合計画で定める重要な計画を策定するときは、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければならない。</u> （財政運営）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、財政や財産の状況を分かりやすく<u>市民に</u>公表するものとする。</p>	<p>⇒ 分かりやすく「総合計画」という言葉に修正しました。</p> <p>⇒ 「市民に」という言葉を加えました。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>（行政評価）</p> <p>第20条 市長等は、<u>その実施する政策、施策及び事務事業の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく公表しなければならない。</u></p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させなければならない。</p> <p>（組織）</p> <p>第21条 市は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めるものとする。</p> <p>2 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応できるよう編成するものとする。</p> <p>（要望、苦情等への対応）</p> <p>第22条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追及し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p>	<p>（行政評価）</p> <p>第21条 市長等は、<u>まちづくりの仕事</u>の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を<u>まちづくりの仕事</u>に適切に反映させなければならない。</p> <p>（組織）</p> <p>第22条 市長等は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や<u>新たな行政需要</u>に的確に対応できるよう編成するものとする。</p> <p>第22条 削除</p>	<p>⇒ 第5条と同じ考え方に基づき、字句を修正しました。</p> <p>⇒ ここでは、市役所の組織について記載しているため、主語を「市」から「市長等」に修正しました。</p> <p>○ 条文内の片仮名表記について 条文内の片仮名表記については、十分に日本語化した片仮名英語、若しくは、他に表現方法がないものについては良いと思うが、それ以外は可能な限り日本語表現として頂ければ、と思う。具体的には第16条の2の「ニーズ」。ただし、意図を持ってこの単語を使用した場合には、そのまま良いと思う。 ⇒ 「ニーズ」を「行政需要」に修正しました。</p> <p>○ 要望、苦情等への対応について 第22条について「速やかに」という表現があるが、通常「速やかに」というと「1週間以内」というイメージがある。これは職員の負担がかなり増えると思う。見直す必要があるのではないか？ 第22条、市長への苦情が職員へ回されたり、他の条例を作ることにより職員の負担がかなり増えるのではないか？「文書で意見を出したが、まだ回答がない」といった話を良く聞く。そういう意見があったから、盛り込んだのか？</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>(行政手続) 第23条 略 2 略 (危機管理) 第24条 略 (条例の体系化) 第25条 市長等は、この条例に定める内容に即して、各行政分野の基本方針等を定める条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p>	<p>(行政手続) 第23条 略 2 略 (危機管理) 第24条 略 (条例の体系化) 第25条 市は、この条例に定める内容に即して、各行政分野の基本方針等を定める条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p>	<p>今までも対応してきているが、今後まだまだやっていくということか？これについては、更なる検討をお願いしたい。 ⇒ 素案【第1次】第22条は、素案【第2次】の第11条第5項に考え方を入れたので、削除しました。</p> <p>⇒ 議会の政策立案機能及び条例の議決機能を鑑み、主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p>
<p>第5章 他の自治体等との連携・協力 (国、県等との関係) 第26条 略 (他の自治体等との連携) 第27条 略 2 市は、<u>社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</u> 3 略</p>	<p>第5章 他の自治体等との連携・協力 (国、県等との関係) 第26条 略 (他の自治体等との連携) 第27条 略 2 市は、<u>まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも発信するとともに、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市外の人々の知恵や意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。</u> 3 略</p>	

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>第6章 議会及び議員 （議会の役割及び責務）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、<u>議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに</u> <u>_____、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</u> （議長及び副議長）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（議員の役割及び責務）</p> <p>第30条 略</p> <p>（議会事務局）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第6章 議会及び議員 （議会の役割及び責務）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、<u>主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有するとともに</u>、<u>広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</u> （議長及び副議長）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（議員の役割及び責務）</p> <p>第30条 略</p> <p>2 <u>議員は、前項に規定する任務を遂行するため、市民と連携し、かつ市長等の行政機関との緊張関係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。</u> （議会事務局）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p>	<p>○ 議会や議員へのチェック機能について 市長（行政）の監視は議会が行うが、議会の監視は行うところがない。入れられるものなら、入れたほうがよい。市民意見にもあるし、二元代表制なのに、片方だけ監視されるのはどうか？また検討できるなら検討してほしい。 ⇒ ご意見の趣旨は「議会は議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする」「不断に議会改革を推進しなければならない」の規定に盛り込んでいます。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>第7章 市長及び職員 （市長の役割及び責務）</p> <p>第32条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、<u>自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり</u>、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p> <p>3～4 略 （市長以外の執行機関の役割及び責務）</p> <p>第33条 略 （市の職員の役割及び責務）</p> <p>第34条 市の職員は、<u>自治運営の基本原則にのっとり</u>、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を遂行しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>第7章 市長及び職員 （市長の役割及び責務）</p> <p>第32条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、<u>、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、<u>、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</u></p> <p>3～4 略 （市長以外の執行機関の役割及び責務）</p> <p>第33条 略 （市の職員の役割及び責務）</p> <p>第34条 市の職員は、<u>、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を遂行しなければならない。</u></p> <p>2～3 略</p>	
<p>第8章 <u>牧之原市市民自治推進審議会</u> （<u>牧之原市市民自治推進審議会</u>）</p> <p>第35条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、<u>牧之原市市民自治推進審議会</u>（以下「<u>推進審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。</u></p> <p>（1）<u>まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。</u></p> <p>（2）<u>この条例の適切な運用に関すること。</u></p> <p>（3）<u>この条例の見直しに関すること。</u></p> <p>（4）<u>前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること。</u></p>	<p>第8章 <u>自治基本条例の実効性の確保</u> （<u>牧之原市自治基本条例推進会議</u>）</p> <p>第35条 市長は、この条例の実効性を確保する<u>ため、牧之原市自治基本条例推進会議</u>（以下「<u>推進会議</u>」という。）を置く。</p> <p>2 削除</p>	

牧之原市自治基本条例（仮称）素案（第1次と第2次）対照表（案）

牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第1次】	牧之原市自治基本条例（仮称）素案【第2次】	いただいた意見と見直しの理由
<p>第9章 雑則 （この条例の位置付け）</p> <p>第36条 ____他の条例、規則その他の規定により、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>（この条例の見直し）</p> <p>第37条 _____この条例の見直しに当たっては、<u>推進審議会</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>第9章 雑則 （この条例の位置付け）</p> <p>第36条 <u>市は、</u>他の条例、規則その他の規定により、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>（この条例の見直し）</p> <p>第37条 <u>市長は、</u>この条例の見直しに当たっては、<u>推進会議</u>に諮問しなければならない。</p>	

資料3

牧之原市自治基本条例

素 案

【第2次】

政策協働部協働推進室

牧之原市自治基本条例 素案 【第2次】

目次

前文

P 4	第1章	総則
		第1条 目的
		第2条 定義
P 5	第2章	情報の公開と共有
		第3条 自治の基本理念
		第3条 情報共有の原則
		第4条 市民の知る権利
		第5条 行政の説明責任
		第6条 情報公開
		第7条 情報提供
P 7	第3章	市民参加の推進
		第9条 市民参加の原則
		第9 10条 市民参加の権利
		第10 11条 参加機会の保障
		第11 12条 満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利
		第12 13条 市民委員会等
		第13 14条 住民投票の実施
		第14 15条 まちづくりにおける市民の責務
		第15 16条 コミュニティにおける市民の役割
		第16 17条 市長等とコミュニティのかかわり
P 13	第4章	行政運営の原則
		第18 19条 基本構想及び基本計画の位置付け等
		第19 20条 財政運営
		第20 21条 行政評価
		第21 22条 組織
		第22条 要望、苦情等への対応
P 15	第5章	他の自治体等との連携・協力
		第26条 国、県等との関係
P 16	第6章	議会及び議員
		第27条 他の自治体等との連携
		第28条 議会の役割及び責務
		第29条 議長及び副議長
		第30条 議員の役割及び責務
P 18	第7章	市長及び職員
		第31条 議会事務局
		第32条 市長の役割及び責務
		第33条 市長以外の執行機関の役割及び責務
P 19	第8章	牧之原市市民自治推進審議会自治基本条例の実効性の確保
P 20	第9章	雑則
		第34条 市の職員の役割及び責務
		第35条 牧之原市市民自治推進審議会自治基本条例推進会議
		第36条 この条例の位置付け
		第37条 この条例の見直し

前文

私たちのまち牧之原市は、平成 17 年（2005 年）10 月 11 日に相良町と榛原町が合併して、人と人のつながりを大切にし、互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく「幸福実現都市」をまちづくりの基本理念として誕生しました。

私たちは、先人の築いたまちを大切にし、地域を愛するところ、自然豊かなまちを大切にすることを未来の世代へ継承していく責任があります。

そのためには、私たち市民は、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことにより、一人ひとりの思いや声が活かされる、市民自治を実感できる牧之原市を目指します。

そこで、私たちは、自治の主体としての権利と責務を明らかにし、私たちのまちを市民、議会、行政が一体となって築いていくため、ここに牧之原市自治基本条例を制定します。

説 明

「前文」は、法令の題名（目次があるときは、目次）の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるもので、その法令の制定の理念を強調するために置かれるものです。

前文中にある「私たち市民は、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことにより、一人ひとりの思いや声が活かされる、市民自治を実感できる牧之原市を目指します。」とは、こうした市民主体のまちづくりを意味しています。

本条例は、「まちづくりの主体は市民である」との市民自治の原点に基づき、自治の主体としての権利と責務を明確にし、市民自治を将来にわたって実行するために制定されたものです。

素案（第 2 次）の前文は、「試案」「パブリックコメント意見」「素案」に対していただいたご意見の趣旨を踏まえて作成しています。

（○：パブリックコメント意見、◎：素案に対しての意見、△：試案から）

部分：以下の部分を参考に趣旨を盛り込みました。

○「私たちの住む牧之原市は、平成 17 年 10 月 11 日にこのまちに住む住民一人ひとりがそれぞれの価値に応じた「しあわせ」を実現する「幸福実現都市」を目指し誕生しました。」

◎「明治 22 年、現在の相良地域に相良町・萩間村・菅山村・菅山村・地頭方村、榛原地域に川崎町・勝間田村・坂部村の 2 町 5 村が生まれ、やがて昭和 26 年に菅山村を相良町に合併し、昭和 30 年の合併では、相良全域が相良町、榛原全域が榛原町になりました。その両町が歩み

寄り、平成17年10月11日、「幸福実現都市」という理念のもと、牧之原市が誕生しました。」

部分：以下の部分を参考に趣旨を盛り込みました。

△：「互いを思いやる温かなところや人と人のつながりなどの地域の絆を大切にします。」

○：「地域を愛する」「地域を育てる」「地域と共に歩む」などの表現がほしい。

◎：「先人達が、多くの汗を流し、土を耕し、花を咲かせ、網を張りながら、この牧之原市を育んできました。」

「未来を担う子ども達へ、地域を愛するところ、この自然豊かなまちを大切にすることをずっとずっと引き継いでいきたいと思います。」

部分：以下の部分を参考に「未来の世代」という言葉にしました。

△：「未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。」

◎：「時代が変わっても、未来を担う子ども達へ、地域を愛するところ、この自然豊かなまちを大切にすることをずっとずっと引き継いでいきたいと思います。」

部分：以下の部分を参考に趣旨を盛り込みました。

△：「自ら考え、共に行動する」

◎：「自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、一緒になって協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。」

部分：以下の部分を参考に趣旨を盛り込みました。

◎：「わたしたち市民が自治の主体であることを自覚するとともに、信託した市政が、わたしたちの想いを反映して行われるよう、～」

部分：以下の部分を参考に趣旨を盛り込みました。

△：「市民が自治の主体としての役割をあらためて自覚し、」

◎：「わたしたち市民が自治の主体であることを自覚するとともに、信託した市政が、わたしたちの想いを反映して行われるよう、～」

部分：以下の部分を参考に趣旨を盛り込みました。

○：「市民・議会・執行機関が一体となって」

◎：「自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、一緒になって協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。」

(目的)

第1条 この条例は、~~牧之原市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、~~のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割、~~責任責務~~を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

説 明

目的規定は、条例の達成しようとする目的などを明らかにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために定めました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、もしくは活動する人住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) 市 基礎自治体としての牧之原市をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち市長等又は議会が担うものをいう。
- (6) 協働 市民、議会、~~及び~~市長等が、それぞれの自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。

説 明

~~「市民」とは、市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動など、様々な活動を行っている個人として定めています。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、牧之原という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。~~

この条例の効力が及ぶ「市民」とは、市内に住民票を有する人と規定して

いますが、第27条（他の自治体等との連携）第2項では、市内に住所を有しない人でもまちづくりに参加する機会を保障しています。

（自治の基本理念）

第3条 ~~市における自治の基本理念は、次のとおりとする。~~

- ~~（1） 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者^{※1}である市民の信託により置かれた議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営^{※2}を行うこと。~~
- ~~（2） 国及び他の地方自治体と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営^{※3}を図り、基礎自治体としての自立^{※4}を確保すること。~~

※1：第1条（目的）に明記しています。
※2：前文に明記しています。
※3：第26条（国、県等との関係）、第27条（他の自治体等との連携）第1項、第3項に明記しています。
※4：第27条第3項に明記しています。

説 明

市民の信託とは、文字どおり市政を託すということです。現行の地方自治制度では、地方政治への信託についての規定はありませんが、地域主権改革の推進に伴い、地方自治体が地方政府へと質的変換をとげる中、議会、市長等の権限が市民から信託されているということを規定しておく必要があります。

第2章 情報の公開と共有

（情報共有の原則）

第3条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことによって、透明な市政を築き、かつ市民参加を効果的に推進することを基本に進めなければならない。

説 明

まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を提供することは、市民自らが考え行動する自治のために必要不可欠です。情報提供については第4条（市民の知る権利）、第5条（説明責任）、第6条（情報公開）、第7条（情報提供）、第8条（個人情報保護）の関連条文において、それぞれ示し

ています。

(市民の知る権利)

第4条 市民は、まちづくりについて、市の保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

説 明

本条は、市民がまちづくりや市政運営に参加し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、議会及び市長等が保有する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報を請求できる権利として定めています。

(行政の説明責任)

第5条 ~~市長等は、政策の立案、実施及び評価等に至る~~市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等及び手続について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。責務を有する。

説 明

説明責任は、第4条（市民の知る権利）を行使する上での前提条件となるものです。行政運営のあらゆる過程における基本的な考え方として位置付けたものです。

(情報公開)

第6条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

説 明

情報公開は、前条と同様、市民が「情報を知る権利」を保障するとともに、市民が「市政へ参加する権利」を行使する上での前提条件となるものです。公正で開かれた市政運営が実現できるよう、議会及び市長等が保有する情報の公開の原則を明らかにするために定めています。

(情報提供)

第7条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分か

りやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等市は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、~~政策の立案、実施及び評価等の各段階~~市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程における情報を、適切な情報伝達手段により、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 政策仕事の発生源
- (2) 他の自治体等との比較情報
- (3) 市民参加の状況
- (4) 総合計画との整合性
- (5) その他必要な情報

説 明

本条は、市民がまちづくり活動を進めたり、市政に参加する際に必要な情報を、市民に速やかに、かつ、分かりやすく提供する市の努力義務について定めています。

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

説 明

本条は、市民参加や情報公開・提供を進める上で、市がその保有する個人情報を適切に取り扱わなければならないことを義務付けたものであり、牧之原市個人情報保護条例により具体的に制度化されています。

第3章 市民参加の推進

(市民参加の原則)

第9条 市は、参加の意思を持つ市民がいつでも市政に参加でき、また、市民の参加の意欲を高めるため、恒常的な参加の制度及び時宜に応じた参加の機会を多様に提供することを基本に進めるものとする。

説 明

市民参加の下で市政を進めていくことを想定しています。

市が市民の参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことを明記しています。市民参加については、第 10 条から第 15 条までの関連条文において、それぞれ示しています。

(市民参加の権利)

~~第 9-10 条~~ 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成、執行及び評価など市政市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参加する権利を有する。この場合において、~~市政に参加しないことによつて不利益な扱いを受けない。~~

- 2 市民によるまちづくり活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の不当な関与を受けない。
- 3 市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

説 明

市民が市政に参加する権利について定めています。ただし、市政への参加は、市民の意思と自由意志に基づくものであり、参加しない又はできない市民が、参加しなかったことをもって不利益な扱いを受けることはありません。なお、具体的な市政への参加の仕組みについては、第 11 条(参加機会の保障)、第 12 条(満 20 歳未満の市民のまちづくりに参加する権利)、第 13 条(市民委員会等)、第 14 条(住民投票の実施)で定めています。

(参加機会の保障)

~~第 10-11 条~~ 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

- 2 市長等は、~~政策の立案、実施及び評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に~~市は、市民参加により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に市の仕事へ反映されるよう努めなければならない。
- 3 市長等は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 実施の時期が適切であること。
 - (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
 - (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

- (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、~~重要な政策案総合的かつ~~計画的に市の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）で定める重要な計画についての意見公募制度を設けるものとする。
- 5 市長等は、市政に関する市民からの意見、提案及び要望等について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 6 市長等は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

説 明

本条は、第10条「市民参加の権利」について、市政への市民参加を進めるための市長等の取組について定めています。

第4項の「重要な計画について意見公募制度を設けるものとする。」とは、パブリックコメント手続条例の整備により、重要な計画について情報を公表して市民が意見を提出する権利を保障し、また市が応答責任を果たすことを制度化することを示しています。

第5項の「市民からの意見、提案及び要望等について、これを反映する仕組みを整備するものとする。」とは、前項の「意見公募制度」とは逆に、市民の能動的な市長等へのまちづくりに関するアイデア提案や、意見及び要望等を施策に反映させることを制度化することを示しています。

第6項の「必要な条例等を整備するものとする。」とは、市が市民参加をより具体的に進めるための条例や制度を必要に応じて整備していくことを定めています。

(満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利)

第112条 満20歳未満の市民は、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有する。

~~2 市長等は、前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。~~

説 明

本条は、あらためて満20歳未満の市民が社会の一員であることを明確にし、自治の担い手としてまちづくりに関わることができるという基本的な姿勢を定めています。

(市民委員会等)

第 1213 条 市長等は、市民のなかから委員を委嘱して、市政に関する提言等を求めるための組織として、市民委員会等（以下「市民委員会」という。）を設置することができる。

2 前項に規定する市民委員会の運営に関しては、別に市民委員会の設置と運営に関する条例等を制定し、次に掲げる事項を含めて運営の原則及び基準を定めなければならない。

(1) 市長等は、市民委員会を設置するときは、設置目的に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないよう留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民委員会の委員に就任することのないように努めなければならない。

(2) 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民委員会の会議を公開しなければならない。ただし、市民委員会は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(3) 市長等は、市民委員会の設置により、市の行政機関の責任が不明確になることがないように必要な措置を講じなければならない。

(4) 前各項の規定は、市が国の法令に基づいて設置する審議会等の運営に関しても、可能な限り準用するものとする。

説 明

本条は、市民委員会等の活性化と公正で透明な運営を図るために、法令の定めにより設置する附属機関としての審議会や、いわゆる私的諮問機関として設置する各種委員会等の構成員となる人の選任についての考え方、また、審議会等の会議の公開について基本的事項について定めています。

(住民投票の実施)

第 1314 条 市長は、~~市政の特に重要な事項について、~~広く住民の総意を把握市は、牧之原市にかかわる重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

説 明

地方自治は、議員、市長を住民の代表とする間接民主制を採用しています

が、住民投票はそれを補完する参加の仕組みの一つです。住民が市政について直接意思を表明する住民投票の仕組みについて定めています。実際に住民投票を行う場合には、この条例とは別に、住民投票の対象となる事案や住民投票に係る一連の手続などを定めた条例を制定する必要があります。なお、地方自治法の直接請求（条例の制定改廃請求）に基づいて住民投票条例を制定し、これにより住民投票が行われる例もありますが、この素案では、市民自治によるまちづくりの視点から住民投票を市政への市民参加を進める方法の一つとして位置付けるものです。

（まちづくりにおける市民の責務）

第1415条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

説 明

市民の権利については、第4条（市民の知る権利）、第10条（市民参加の権利）、第11条（参加機会の保障）、第12条（満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利）第13条（市民委員会等）、第14条（住民投票の実施）、で規定していますが、それらの権利の行使に当たって、主体的に果たす責務について定めています。なお、通勤者、通学者なども含め、市民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の市民についてもこのような責務を担ってもらうことになります。

（コミュニティにおける市民の役割）

第1416条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する自治会等の地域の組織、市民活動団体等をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

説 明

「コミュニティ」には、区会、町内会などの自治会、子ども会、老人会、PTA、消防団、壮年会などの住民組織、NPO法人、ボランティア団体などの多種多様な団体が含まれます。市民生活は、人と人のつながり、助け合いの中で営まれるものであり、市民が各種の「コミュニティ」に主体的に参加することを通じて、一人ひとりにまちづくりの当事者としての意識が醸成され、自らも考え、責任ある行動をとることへつながることを期待するもの

です。

(市長等とコミュニティのかかわり)

第1617条 市長等は、コミュニティ活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、必要に応じて支援することができる。この場合において、市長等は、必要な条例等を整備するものとする。

説 明

コミュニティの活動は、自主性、自立性が尊重されるべきです。コミュニティには、市長等による一方的な関与はあり得ません。そのコミュニティの活動は、市長等からの支援が前提としてあるわけではなく、市民自身による活動が中心となるべきことを定めています。「必要な条例等を整備するものとする。」とは、市民主体のまちづくり活動を進めるために必要な事項については、別に条例を制定して具体的に制度化することを示しています。

(ひとつづくりの原則)

第1718条 市長等は、市民自治による協働のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。市は、市民と協働し、コミュニティ活動の発展を支える人材を育成するため、自由な立場でまちづくりについて意見交換できる討議の場を設置するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項に規定する討議の場を円滑に進めるための人材の育成に努めるものとする。この場合において、市長等は、必要な事項を別に定めるものとする。

説 明

本条は、~~市民主体のまちづくりを行うための、ひとつづくりについて定めています。「ひとつづくり」とは、市長等による市民を対象としたまちづくりに関する講座への参加等の知識の習得に限らず、様々な団体による地域に貢献する事業やボランティア活動、地域で行われる祭り、スポーツ、文化活動、また、会議やイベント運営への参加等の実際の活動を通じて、実践的な経験を積むことも含むものです。~~ コミュニティ活動の維持と発展のため、これを担う人材の育成について明らかにするために設けたものです。「討議の場」は、市民が主体的に設置し、運営を行う場を言います。また、「討議の場」を円滑に進めるための人材育成の支援を市長等が行うことを規定しています。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第1819条 市長等は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

- 2 市長等は、~~法令又は条例に規定する総合計画で定める重要な計画~~を策定するときは、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければならない。

説 明

第1項は、この条例との整合を図った上で、総合計画を策定する旨を定めています。また、総合計画の基礎となる基本構想は、この条例に基づき、議会の議決を経て策定する姿勢を明らかにしたものです。

第2項は、各行政分野において策定する計画は、総合計画との位置付け（関連付け）を明確にしなければならない旨を定めています。

(財政運営)

第1920条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行うものとする。

- 2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めるものとする。
- 3 市長は、財政や財産の状況を分かりやすく**市民**に公表するものとする。

説 明

本条は、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするために定めています。

(行政評価)

第2021条 市長等は、~~その実施する政策、施策及び事務事業~~まちづくりの仕事の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく公表しなければならない。

- 2 市長等は、行政評価の結果を~~政策、施策及び事務事業~~まちづくりの仕事に適切に反映させなければならない。

説 明

評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、施策等まちづくりの仕事へ反映することが必要であることを定めています。

(組織)

- 第2122条 市市長等は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めるものとする。
- 2 市市長等の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズ新たな行政需要に的確に対応できるよう編成するものとする。

説 明

第1項の「広く人材を求め」とは、意欲ある人材を全国的に広く募集し、必要に応じて中途採用や経験者採用なども取り入れて人材を確保することを意味しています。

第2項は、地方自治法第2条第15項の規定により、組織及び運営の合理化に努める責務に対する考え方として、市の組織は、社会環境の変化等に的確に対応して、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要があることを市民の視点から定めています。

~~(要望、苦情等への対応)~~

- ~~※5 第22条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。~~
- ~~2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追及し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。~~

※5：第11条第5項に明記しています。

説 明

本条は、~~第5条の「行政の説明責任」と対になるものとして、市民からの苦情等の申立てに対する応答責任とともに、再発防止等のための適切な措置を講ずる義務を市長等に課したものです。~~

(行政手続)

第 23 条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

説 明

本条は、市政運営の公正の確保と適正な透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するため、市長等が行う処分、行政指導等の手続の基本的な事項について明らかにするために定めています。

(危機管理)

第 24 条 市は、緊急時に備え、市民の生命及び財産を守ることができるよう総合かつ機動的な危機管理の体制を確立するよう努めるものとする。

説 明

本条は、災害等の発生時における市長等の役割を明らかにするために定めています。

(条例の体系化)

第 25 条 市長等は、この条例に定める内容に即して、各行政分野の基本方針等を定める条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

説 明

各種基本条例を中心として市のきまりを体系化することにより、まちづくりの仕組みの全体像が市民にとって分かりやすいものとなるよう定めています。

第 5 章

他の自治体等との連携・協力

(国、県等との関係)

第 26 条 市は、市民にもっとも身近な自治体として、国、県等とそれぞれ適切

な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。

説 明

本条は、自治の基本理念で定める自立性を確保するため、自治体運営に当たっての県や国に対する姿勢を明らかにしています。

(他の自治体等との連携)

- 第 27 条** 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めるものとする。
- 2 市は、まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも発信するとともに、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。~~等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。~~
- 3 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めるものとする。

説 明

第 1 項は、自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するため、他の自治体と連携や協力をするように努めなければならないことを明らかにするために定めています。

第 2 項は、様々な分野から牧之原市に関心のある市外の人々の知恵や意見を有意義に活用する旨を定めています。

第 3 項は、姉妹都市や国際交流の輪を広げ、相手の良いところを吸収し、得られた情報や知恵を牧之原市のまちづくりに生かしていくことを定めています。

第 6 章

議 会 及 び 議 員

(議会の役割及び責務)

- 第 28 条** 議会は、市民の代表から構成される市の意思決定機関である。
- 2 議会は、議決機関として、市の政策の意思決定及び行政行動の監視並びに条例を制定する権限を有する。
- 3 議会は、~~議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、~~主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務

を有するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

説 明

本条は、議会は、執行機関と同様に民意の代表機関として独立性を有しており、市政における重要な事項についてその意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で、重要な役割としてこれらを条例上に改めて定めています。

(議長及び副議長)

第 29 条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。
- 3 前 2 項の規程は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

説 明

議長には、各種の権限が与えられていることから、その職務執行に当たっては、公正中立さが特に要請されるため、本条を定めています。なお、副議長は、議長職の「法定代位機関」となり、その名において議長の職務を行うものであり、議長の職務を行うに当たって、特別の代位関係を表すような名称は付さないとされています。

(議員の役割及び責務)

第 30 条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、前項に規定する任務を遂行するため、市民と連携し、かつ市長等の行政機関との緊張関係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

説 明

第 1 項は、議員の責務について、市民の代表者であるという観点から、市民意見の把握と広範な情報を収集し、市民全体の利益を見定め、市民福祉の向上と市の発展に最も適切な決定を議会が行っていくよう、一人ひとりの議員がそれぞれの職務を遂行していくことを定めています。

第 2 項は、二元代表制におけるその住民代表機能のあり方を再認識し、

その機能発揮に努めることを規定しています。

(議会事務局)

第 31 条 議会は、その機能を充実強化し、効果的な運営を確保するため、事務局として議会事務局を置く。

2 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議会に関する事務を執行する。

説 明

地方自治法第 138 条第 2 項の規定により議会に置く事務局について定めています。

第 7 章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第 32 条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

4 市長は、補助機関である市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。

説 明

第 1 項は、自治体の代表者として選挙で選ばれた市長は、憲法 92 条の地方自治の本旨（団体自治、住民自治）を具現化し、実行する責任者としてこの条例に沿って公正に職務を遂行するよう定めています。

第 2 項は、前項に規定する市長の権限を行使するに当たり、市民の権利を常に保障することを基本にしなければならないことを責務として定めています。

第 3 項は、市民や議会への市長の説明責任を明らかにしたものであり、市政運営の基本方針はもとより、その目的・目標の達成状況について説明する責任を定めています。

第 4 項は、地方自治法第 154 条の規定「職員の指揮監督」をこの条例の理

念にのっとり、市長の責務という視点から定めています。

(市長以外の執行機関の役割及び責務)

第 33 条 市長以外の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の遂行に当らなければならない。

説 明

本条は、本市が設置する「市長以外の執行機関」である教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の7機関について、これらが地方自治法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの法令に規定される権限に属する事務の範囲において、事務を管理し、執行することを定めています。

(市の職員の役割及び責務)

第 34 条 市の職員は、自治運営の基本原則にのっとり、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を遂行しなければならない。

- 2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに努め、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。
- 3 市の職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。

説 明

本条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を明らかにするために定めています。「市の職員」とは、いわゆる一般職の正規・臨時の職員のほか、特別職である副市長や非常勤特別職である各種審議会の委員等を含むものです。

第 8 章 ~~牧之原市市民自治推進審議会~~ 自治基本条例の実効性の確保

(牧之原市市民自治推進審議会自治基本条例推進会議)

第 35 条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るの実効性を確保するため、牧之原市市民自治推進審議会自治基本条例推進会議（以下「推進審議会会議」という。）を置く。

~~2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。~~

~~(1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。~~

~~(2) この条例の適切な運用に関すること。~~

~~(3) この条例の見直しに関すること。~~

~~(4) 前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること。~~

説 明

本条は、市民自治による協働のまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みとして「牧之原市自治推進審議会自治基本条例推進会議」の設置を定めています。なお、情報公開など制度運営の重要事項について調査審議するための審査会が既に設置されているものもありますので、効果ある運営を図るため、所掌事項などについて十分な検討を行った上で設置する予定です。推進会議の権限や役割、委員構成などの設置根拠となる事項については、別に条例で定めます。

第9章

雑 則

(この条例の位置付け)

第36条 市は、他の条例、規則その他の規程により、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

説 明

自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、この条例の目的や規定する内容から自治の運営に関する他の条例等は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならないことを定めています。

(この条例の見直し)

第37条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会会議に諮問しなければならない。

説 明

本条は、この条例の見直しに関する手続を定めています。

12/2「創る会」意見交換での意見抜粋

第2条	【「市民」の定義について、これでよいのか？】 ↓ ・この市民の定義については、まだ整理がつき切れていない。条文によって主語を「市民は」「市民等は」と分けている部分もある。「市民」と「市民等」の2つを定義するという案もある。
	【「市民等」という定義はあるのか？】 ↓ ・今はない。住所がある人以外の人にもまちづくりには不可欠なので、そういう人の意見を反映できるよう、27条の2でそういう内容を加えている。

第13条 と 第35条	【35条と13条の規定の住みわけがどうなるのか、わからない。】 ↓ ・市民委員会は、審議会等の見直し、35条は自治基本条例に関するの会議という区分けでどうか？ ・それで良いと思うが、①13条の中に35条が含まれる、②13条はこれから作る審議会等だけでなく既存の審議会等も含む、という解釈でよいのか？
	【2の条項の内容は同じもの？】 ↓ ・35条の会議が、13条に含まれます。 ・既存の委員会等(13条)とは別ではないか？別だから、別の条項で規定しているのではないか？ ・総合計画審議会のような委員会をつくる際の基準が13条。この規定に基づいて作る。35条は「自治基本条例」に関するの委員会だが、考え方は13条をふまえて作る。 ・いろんな委員会・審議会等の根拠が13条、35条は自治基本条例のみ扱う会議ということ。

第20条	【第20条の財政運営は、「市長」だけになっているが？】 ↓ ・財政については、行政運営のトップは市長だから、市長の役割として。 ・地方自治法では、首長の権限として『財政を～』とある。ただ、議決も含めて、ということでは「市」だが…。
------	--

市・市長・ 市長等の使 い分け	【「市」「市長」「市長等」それぞれ違うが、使い分けの理由はあるのか？】 【P7の第7条第2項、P9の第11条第4項、P13の第19条の総合計画、この3つの整合性は、どうなのか？】 ↓ ・P7の第7条第2項は、議会基本条例を参考に、こういう表現をとらせてもらった。「市民等」の使い分けについて、「市」は基礎自治体という意味で、立法機関である議会と行政機関である市長等の2つを含む。主語については、そういう意味で使っている。 ・第2条の「定義」にもあるように、議会は「市長等」には含まれない。 ・実質は同じだが、「市長等」といった場合、監査委員は「委員」で他の委員会は「委員会」となる。 ・第17条は、主語を「市長等」→「市」とした。支援というのが金銭的なものだけなのか？と考えた結果。後ろについてくるものによって「市」「市長等」を使い分ける。
-----------------------	--

12/2「創る会」意見交換での意見抜粋

その他	<ul style="list-style-type: none">・ P12の第18条。「市は市民と協働し ～ 」とあるので、「市民」がダブる。・ P 6 の第 6 条では「市は、市政に関して、市民に ～ 」とあるので、「市」は「市民」とは別と解釈したほうが、わかり易いと思う。・ P14の第22条第2項で、逆に「市」→「市長等」と修正しているのは、わかり易い。・ 第24、25条は「市」になっている。議会も入るということだと思う。基本的には「行政運営」と言うと、行政が議決されたことを行う、というイメージ。・ 第25条の主語を「市」に直してあるが、よいのか？・ 第14条の住民投票の更施は、「住民」というよりも「市民」でよいのではないか？・ P10の第13条第2項(1)だけ、やけに細かくなっている。他もそうなのか？
------------	--

※ 委員の皆様からたくさんの意見をいただきましたが、今回掲載するのは、条例内容に直接関わりがある意見とさせていただきます。
また、重複している意見や書いた方の意図が明確に示せないものについては掲載しておりませんのでご了承ください。